

山梨県公報

第千八百八十二号

平成十三年

四月二日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定……………	二〇七
収去飼料の試験結果の概要……………	二〇七
県営土地改良事業の完了……………	二〇九
道路の区域変更……………	二〇九
県代行公共下水道設置工事の完了……………	二〇九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………	二〇九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	二〇九
開発行為に関する工事の完了について……………	二一〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	二一〇

告 示

山梨県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

塩山市上萩原字萩原山四七八三の二五三、四七八三の二五四、四七八三の五〇六から四七八三の五一一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第六項の規定により、平成十二年十二月及び平成十三年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天 野 建

製造事業場所等の名称及び所在地		取去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要						備考
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
株式会社はくばく 中巨摩郡甲西町	中巨摩郡甲西町 南瀬工場	中巨摩郡甲西町 株式会社はくばく 南瀬工場	単体とうもろこし (蒸気)	一一・二二	六・五	二・九	一・〇	一・〇〇	〇・〇一	〇・二〇	
同	同	同	単体とうもろこし (膨化)	一一・二二	七・四	三・九	一・二	一・二〇	〇・〇一	〇・二六	
同	同	同	皮付き胚へん麦	一一・二二	九・三	二・二	三・三	二・一〇	〇・〇四	〇・二九	
平成飼料赤鹿島工場 茨城県鹿島郡	甲府市七沢町 兼松アグリテック㈱ 甲府営業所	乳用牛飼育用配合飼料 兼松配合飼料 ちちうし118		一一・二二	一八・三	三・九	五・一	六・八〇	〇・八一	〇・八〇	
同	同	子豚育成用配合飼料 兼松配合飼料 子豚用スミーズ		一一・二二	一六・六	四・四	二・四	四・四〇	〇・六一	〇・五一	
同	同	成鶏飼育用配合飼料 兼松配合飼料 ニューハイレイヤー119		一一・二二	一九・四	七・四	一・九	一一・九六	三・五一	〇・八二	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第百八十七号

県営土地改良事業（大泉地区ほ場整備）の工事は、平成十年三月三十日をもって完了した。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一級町道
- 二 路線名 下念場朝日丘線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の六三一地先から北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の四六二六地先まで	五・二丁 一一・二・六	一三・二丁 六二・四	六五〇・〇	六五〇・〇

山梨県告示第百八十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条の規定により市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 公共下水道の名称
大和村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
大和村鶴瀬地区、日影地区及び初鹿野地区
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置（汚泥処理施設を除く。）

四 工事の完了の日
平成十三年三月三十日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年三月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 えがおつなげて
 - 2 代表者の氏名 曾根原久司
 - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡白州町横手二千九百十番地の二
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、地域共生型の市民ネットワーク社会を作るために、それに必要ないろいろな社会的要素、例えば農林水産業、教育、医療福祉、地域産業、環境、文化といったものあり方を、まちづくりや、人づくりの観点から研究提案し、かつそれらが、社会の機能として実際に働くように社会の仕組みを作って運営する事業を行い、もって地域社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年三月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

● 中巨摩郡敷島町大下条千百四十三番地 長田毅

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第四項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年四月二日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡甲西町荊沢字神ノ木五八九の六、五八九の一七、五八九の二二、五九〇の三、五九一の一、五九一の一八、五九二の四、五九二の五、五九二の六、五九二の七、五九二の二五、五九二の二六、五九六の一、五九六の六、五九八の一、五九八の二、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇〇の三、六〇〇の四、六〇〇の五、六〇〇の三三、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇〇の三、六〇二、六〇三、六〇四の一、六〇五の一、六〇五の二、六〇五の三、六〇五の五、六〇五の七、六〇五の八、六〇五の九、六〇五の一〇、六〇五の一、六〇五の二、六〇五の三、六〇五の一七、六〇五の一八、六〇五の一九、六〇八の一、六〇八の二、六〇八の三、六〇八の四、六〇八の五、六〇八の六、六〇九の一、六〇九の二、六〇九の三、六〇九の四、六〇九の五、六〇九の六、六〇九の一、六〇九の二、六〇九の三、六一一及び六一二並びに南巨摩郡増穂町小林字荊沢境三四九の一、三四九の四、三五五の一、三五七の一及び三五七の四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲西町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡増穂町長沢五百十四番地一 株式会社テクニカルスチール 代表取締役 折居義弘

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 二丁目六番